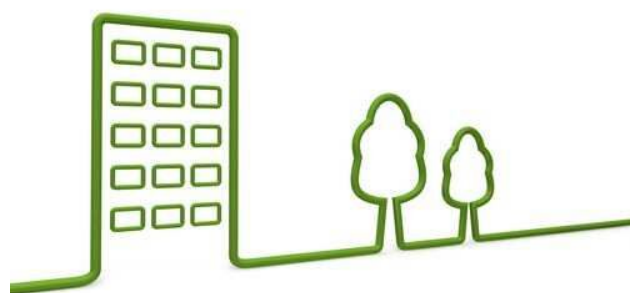


# 名張市環境マネジメントシステム



令和5年3月

名 張 市



## 環 境 方 針

名張市は、古くは万葉の時代から大和と伊勢を結ぶ東西往来の要所として発展し、自然美豊かな緑の山々、市内を貫流する清らかな名張川、景観豊かな青蓮寺湖などに恵まれた自然の中で、私たちはその恩恵を受けてきました。しかし、経済社会の発展とともに地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題が生じており、このまま推移すればこの快適な環境を守って行くことが難しくなってきました。

そこで、名張市は、2000年を「環境元年」と位置付け、先人から受け継いできた貴重な遺産と恵まれた豊かな自然を守り、次の世代に承継して行くため、名張市快適環境基本条例の趣旨を踏まえ、21世紀における人類共通の重要な課題である地球環境問題などの環境保全に、市役所自らが率先して取り組むため、環境マネジメントシステムの実践を通じて持続的発展可能な社会を目指して取り組みます。

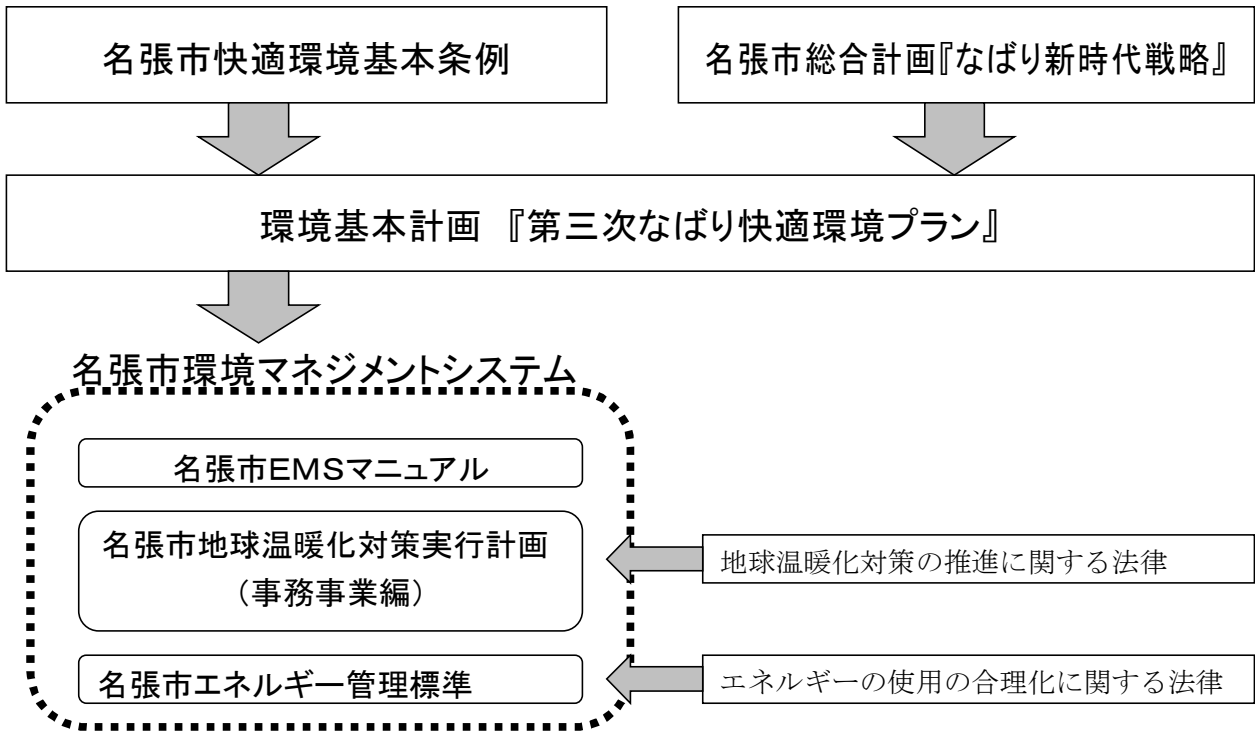
1. 名張市の事務・事業活動及びサービスが、環境に及ぼす影響を改善するため、目的・目標を定め、定期的な見直しを行い、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
2. 当市の活動及びサービスに関わるすべての環境に関する事項について、適用可能な環境関連の法令、条例等を遵守します。
3. 環境マネジメントシステムに対する組織、運営体制を整備し、責任の所在を明確にします。
4. 重点テーマを次のとおり定め、積極的に環境に配慮した取組を進めます。
  - (1) 電力、公用車燃料の削減などの省エネルギー及び紙の購入量削減などの省資源に努めます。
  - (2) 廃棄物の減量、リサイクルの推進に努めます。
  - (3) 公共事業等は環境に配慮して実施するよう努めます。
  - (4) 環境教育の実施など、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めます。
5. 環境に関する意識の向上及び環境方針に沿った活動・サービスが継続的に実践できるよう組織で働く又は組織のために働く全ての人へ教育・訓練を実施します。
6. この環境方針は市の組織で働く人又は市の組織のために働く全ての人に周知するとともに、名張市役所内外に公表します。

平成19年4月1日

名 張 市 長

## 名張市環境マネジメントシステムの位置づけ

環境方針に基づいた環境に配慮した取組を推進するため、名張市環境マネジメントシステム（名張市EMS）を実践する。このことにより、地球温暖化対策実行計画の目標達成及び省エネ法に基づくエネルギー使用原単位の低減を目指すものとする。



## 目次

<b>一第1部一 名張市EMSマニュアル</b> .....	7
<b>第1章 名張市EMSマニュアルについて</b> .....	7
1. 策定の目的及び改訂等.....	8
2. 用語の定義.....	9
3. 組織及び適用範囲.....	9
4. 指定管理者施設での取組内容.....	14
5. その他関連法、条例、計画等.....	14
<b>第2章 環境目標、手順について</b> .....	18
1. 環境目標.....	18
2. 各種手順書.....	20
3. 点検及び評価.....	21
<b>第3章 実績報告、情報管理・周知方法について</b> .....	22
1. 適用範囲施設の研修等の実施、実績報告.....	22
2. 実績報告の管理.....	22
3. 周知方法.....	22
4. 内部監査.....	22
5. 外部評価.....	22
<b>第4章 名張市快適環境審議会について</b> .....	23
1. 名張市快適環境審議会規則.....	23
2. 名張市快適環境審議会の役割.....	23
<b>様式集</b> .....	24
EMS様式第1号 エネルギー使用量報告書.....	24
EMS様式第2号 エネルギー使用設備概要回答書.....	25
EMS様式第3号 EMS達成状況表.....	26
EMS様式第4号 EMS環境活動等報告書.....	27
<b>一第2部一 名張市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)</b> .....	29

<b>第1章 基本的事項</b> .....	30
1. 実行計画策定の背景 .....	30
2. 実行計画の位置づけ .....	30
3. 目的 .....	31
4. 計画期間 .....	32
5. 基準年度 .....	32
6. 対象とする施設等の範囲 .....	32
7. 結果の公表 .....	32
<b>第2章 温室効果ガスの排出状況</b> .....	33
1. 対象とする温室効果ガス .....	34
2. 温室効果ガス排出量 .....	35
<b>第3章 温室効果ガス排出削減に向けた基本的方針及び目標</b> .....	36
1. 基本方針 .....	36
2. 削減目標 .....	36
3. 項目別目標 .....	37
<b>第4章 目標達成に向けた取組み及び推進体制</b> .....	37
<b>一第3部一 名張市エネルギー管理標準</b> .....	38
1. 概要 .....	39
2. 管理基準 .....	40

## -第 1 部-

# 名張市EMSマニュアル 【第 5 版】

承認：環境管理統括者

作成：環境管理責任者

### 改訂履歴

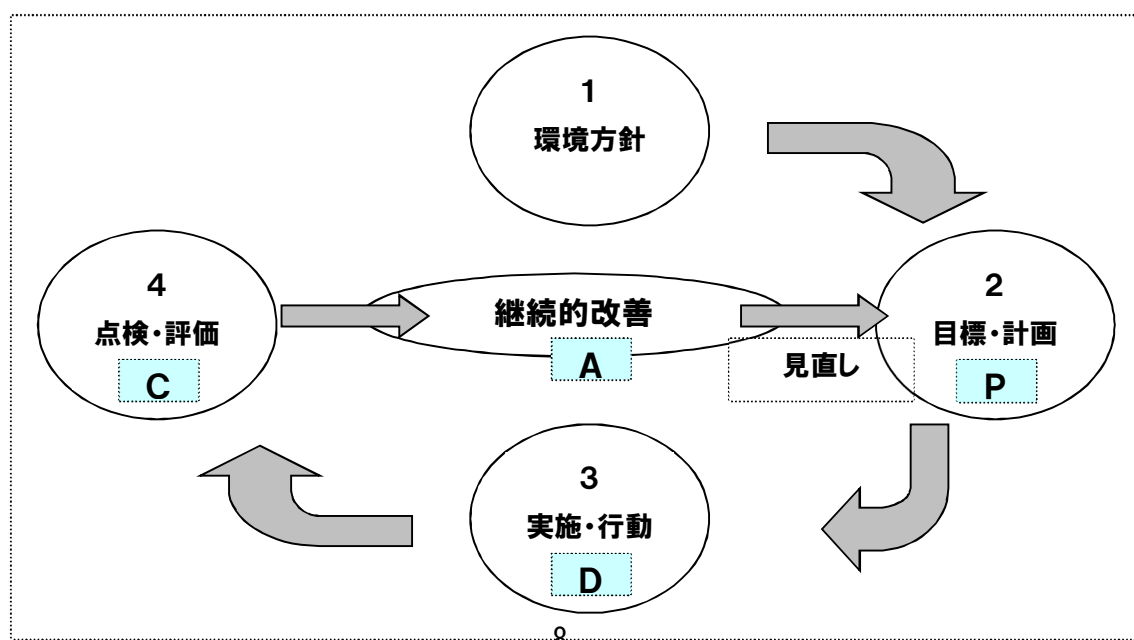
版	改訂年月日	改訂概要
初	平成 19 年 4 月 1 日	施行
2	平成 22 年 11 月 26 日	改訂
3	平成 25 年 11 月 13 日	改訂
4	平成 30 年 10 月 18 日	改訂
5	令和 5 年 3 月 24 日	改訂

# 名張市

## 第1章 名張市EMSマニュアルについて

### 1. 策定の目的及び改訂等

- (1) 名張市環境マネジメントマニュアル（以下「マニュアル」という。）は、市役所本庁舎及び関係施設の一部を対象に、本市の環境への影響を管理する環境マネジメントシステムを確立するとともに適正かつ効果的に運用することにより、事務事業推進における環境負荷の低減を図ることを目的とする。
- (2) このマニュアルは第1章3の適用範囲で働く全ての人への指示、説明、教育用とする。
- (3) このマニュアルは、第三者機関への提出用及び説明用とする。
- (4) 関連法規の改正等に基づき、随時マニュアルの見直しを行う。
- (5) 他の地方公共団体、環境対策に率先して取り組む事業所等の最新情報を入手する。
- (6) このマニュアルに基づく計画は、環境方針等から生じる全般的な環境の到達点として設定するものとし、第5版の計画期間は令和5年度から令和8年度とする。  
環境目標は、単年度の到達点として、年度毎に設定する。
- (7) 運用方法（PDCAサイクル）  
次のPDCAサイクルの手法により進行管理を行う。環境目標の設定・計画(Plan)、実施・行動(Do)、点検・評価(Check)、継続的改善・見直し(Action)を行い、環境マネジメントシステムを効果的に運用する。





2. 用語の定義

(1) 環境方針

組織の行動のため、並びに環境目的及び目標設定のための枠組みを与える全体的な環境パフォーマンスに関連する意図及び原則についての環境管理統括者による声明をいう。

(2) 環境目標

環境方針から導かれる全般的な環境の到達点で、関係室が自ら達成するように設定し、可能な場合には定量化されるものをいう。

(3) ISO14001

国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格（IS）の総称。

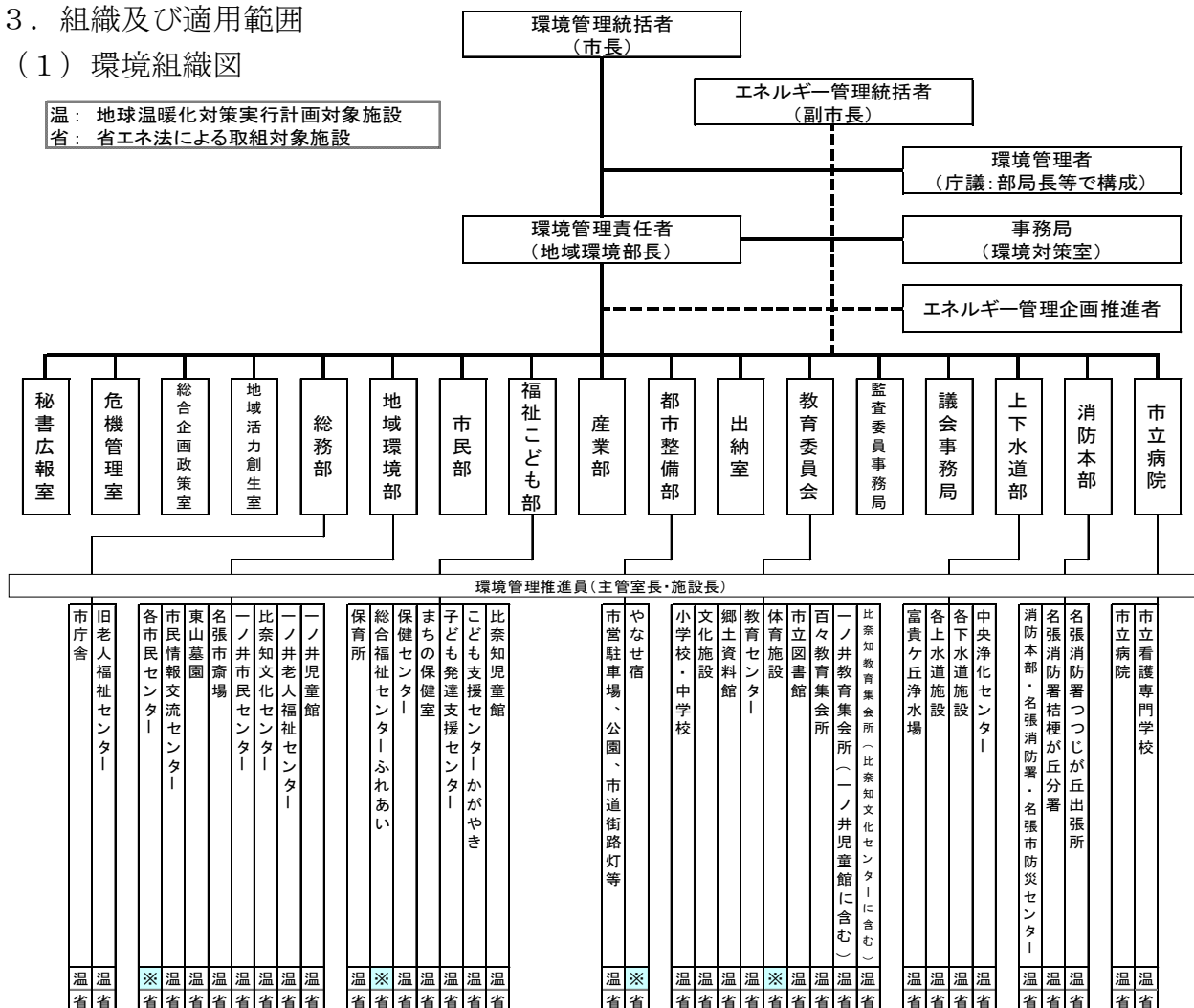
(4) 環境マネジメントシステム・EMS

全体的なマネジメントシステムの一部であって、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むものをいう。

3. 組織及び適用範囲

(1) 環境組織図

温：地球温暖化対策実行計画対象施設  
省：省エネ法による取組対象施設



※指定管理施設及び外部組織へ委託している施設

## (2) 環境組織内の主な役割

## ア. 環境管理統括者

環境マネジメントシステムに関する総括的な責任及び権限を持つ者で、市長をいい、マニュアルを総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事務を処理する。

なお、環境管理統括者に事故あるとき又は欠けたときは、副市長がその職務を代理するものとする。

(ア) 環境方針を決定する

(イ) エネルギー管理統括者を任命する

(ウ) 環境管理責任者を任命する

(エ) エネルギー管理員を任命する

(オ) エネルギー管理企画推進者を任命する

(カ) 全体の環境目標を決定する

(キ) 環境マネジメントマニュアルを承認する

(ク) 環境に関する事故及び緊急事態の発生概要について、環境管理責任者から報告を受け対策の指示をする

(ケ) マニュアルの運用、推進、維持及び改善に必要な職員、技術、技能、インフラストラクチャー及び財源を確保する

## イ. 環境管理責任者

環境マネジメントシステムの確立、実施及び維持に関する全責任を持ち、環境管理統括者に報告する役割を担う者で、地域環境部長を充て、他の責任とかかわりなく次に掲げる事務を処理する。

(ア) 名張市版EMSに適合したシステムを確立し、実施及び維持すること

(イ) 環境マネジメントマニュアル及び関係要領を作成し、維持すること

(ウ) 組織全体の環境目標を作成し、庁議に付議すること

(エ) 部署（施設）独自の環境目標の取りまとめを事務局等に指示し、提出された作成結果を確認すること

(オ) 組織全体のプログラムを作成し、庁議に付議すること

(カ) プログラムを定期的に見直し、必要に応じて環境管理者に検討を指示すること

(キ) 環境目標の達成状況について、環境管理者から報告を受けること

(ク) 環境目標の未達成の概要について、環境管理統括者に報告すること

(ケ) 環境に関する事故及び緊急事態について環境管理者から報告を受け、環境管理統括者に報告すること

(コ) 見直しのため及び環境マネジメントシステム改善の情報として、環境管理統括者に環境マネジメントシステムの実績を報告すること

(サ) その他システムの確立及び維持に関し必要な業務を行うとともに、これらの情報、状況、処置等を必要な都度、環境管理統括者に報告すること

## ウ. 環境管理者

環境マネジメントシステムを推進していく部門の責任者で、部局長等を充て、所管

部門における次に掲げる事務を処理する。

- (ア) 部署（施設）独自の環境目標の作成を所管室等に指示し、作成結果を承認すること
- (イ) 部署（施設）独自の環境目標の達成状況について報告を受け、環境管理責任者に報告すること
- (ウ) 環境に関する事故及び緊急事態における対応等の指揮を行い、環境管理責任者に報告すること
- (エ) 環境情報についての報告を受け、環境管理責任者に報告すること
- (オ) 所管室等に指示して、部署（施設）独自の環境目標の実行に必要な手順書等を作成させるとともに、適正な事務・事業の執行を指示し、その目標からの逸脱を防止すること

#### エ. 環境管理推進員

環境マネジメントシステムの構築や運用管理を取りまとめ推進する責任者で、各主管室長等を充てる。また、庁外施設においてはその施設長等を充て、所属内における次に掲げる事務を処理する。

- (ア) 部署（施設）独自の環境目標について、所属室等に指示し、実績内容を確認し、環境管理者の承認を得た後、事務局に提出及び報告すること
- (イ) 手順書等の遵守状況を把握し、環境管理者及び事務局に適宜報告すること
- (ウ) 環境法規制等への適合の状況について、環境管理者に報告すること
- (エ) 環境事故及び緊急事態における対応を行い、環境管理者に報告すること
- (オ) 環境情報について、環境管理者に報告すること
- (カ) システム確立等、マニュアルの運用に関して実施及び維持に必要な業務を行うこと

#### オ. エネルギー管理統括者

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）第 8 条の 2 に基づき、全体のエネルギー管理を統括する者で、副市長を充て、エネルギーの使用の合理化の推進を図るため、次に掲げる事務を処理する。

- (ア) エネルギー使用の合理化に関する目標を定める
- (イ) エネルギー使用状況について、エネルギー管理企画推進者から実績報告を受け、対策及び見直しの指示をする
- (ウ) 全体に関係する施策等の実施に対し助言を与え、実務の統制を行う

#### カ. エネルギー管理員

省エネ法第 12 条及び 14 条に基づき、第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等に選任する。主にその施設のエネルギー管理の実務を担い、現場管理をエネルギー管理企画推進者と連携し、次に掲げる事務を処理する。

- (ア) 法令に基づく提出書類の作成をする
- (イ) 現場のエネルギー使用状況について取りまとめ、所属内のエネルギーの使用の

合理化を推進する

キ. エネルギー管理企画推進者

省エネ法第9条に基づき、エネルギー管理統括者を実務面から補佐し、エネルギー管理員と連携し、次に掲げる事務を処理する。

- (ア) 法令に基づく提出書類の作成をし、各指定工場等の作成分を取りまとめ提出する
- (イ) エネルギー使用状況について取りまとめ、必要な都度、エネルギー管理統括者に報告する
- (ウ) 法令事務について、エネルギー管理員と調整し、円滑に事務を行うよう努める
- (エ) その他システム確立、実施及び維持に関して必要な業務の補佐を行う

## (3) 対象施設

第5版で対象とする施設は次のとおりとする。

	施設名	備考
1	市庁舎	市役所本庁舎及び同敷地内にある駐車場、市民広場
2	保健センター	
3	比奈知文化センター	比奈知教育集会所・比奈知児童館含む
4	一ノ井市民センター	
5	一ノ井児童館	一ノ井教育集会所含む
6	市立保育所	大屋戸保育所、薦原保育所、錦生保育所、赤目保育所
7	こども支援センターかがやき	
8	名張市立病院	
9	看護専門学校	
10	上下水道部	富貴ヶ丘浄水場、中央浄化センター、各上水道施設、各下水道施設
11	消防本部	消防本部、名張消防署、名張消防署桔梗が丘分署、 名張消防署つつじが丘出張所、名張市防災センター
12	斎場	※外部組織へ委託
13	図書館	◎教育委員会でエネルギー管理
14	市民情報交流センター	
15	郷土資料館	◎教育委員会でエネルギー管理
16	やなせ宿	※外部組織へ委託
17	市営駐車場・公園・街路灯等	維持管理室で管理
18	東山墓園	環境対策室で管理
19	小学校・中学校	小学校14校、中学校5校 ◎教育委員会でエネルギー管理
20	総合福祉センターふれあい	※指定管理
21	一ノ井老人福祉センター	
22	各市民センター	※指定管理
23	まちの保健室	
24	体育施設	※指定管理 ◎教育委員会でエネルギー管理
25	文化施設	◎教育委員会でエネルギー管理
26	教育集会所	◎教育委員会でエネルギー管理
27	教育センター	◎教育委員会でエネルギー管理
28	子ども発達支援センター	

◎ 省エネ法に基づくエネルギー管理において、教育委員会所管の施設は市長部局と別事業者として管理しています。

※ 指定管理制度導入の施設及び外部組織へ委託している施設へは、取組について協力依頼します。

#### 4. 指定管理者施設での取組内容

指定管理者を置く施設についての方針は次のとおりとする。

##### (1) 指定管理者の役割

- ア. 「環境方針」に則った環境に配慮した行動の推進
- イ. 市の要請に基づくエネルギー使用量の報告（EMS様式第1号）
- ウ. 市の要請に基づくEMS達成状況の報告（EMS様式第3号）
- エ. 市の要請に基づくEMS環境活動の報告（EMS様式第4号）
- オ. 市の要請に基づく環境法規制等の遵守徹底

##### (2) 所管部室の役割

- ア. 指定管理者施設における報告書のとりまとめと提出
- イ. 指定管理者施設における環境法規制等の有無の調査及び指定管理者への遵守依頼と遵守状況の確認
- ウ. 環境に関する取組の理解と実践の協力依頼

#### 5. その他関連法、条例、計画等

##### (1) 京都議定書

京都議定書は、気候変動枠組条約に基づき、1997年12月11日に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で議決した議定書である。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）について、先進国における削減率を1990年基準として各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められた。

議定書で設定された各国の温室効果ガス6種の削減目標。京都議定書第3条では、2008年から2012年までの期間中に、先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を1990年に比べて少なくとも5%削減することを目的と定め、日本は6%の削減を設けた。

##### (2) パリ協定

パリ協定は、2015年12月の気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効した国際条約。長期目標として地球の平均気温の上昇を2度より十分下方に抑えるに抑えること、1.5度に抑える努力すること等を目的とし、この目的を達成するよう21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることとされた協定である。

##### (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

地球温暖化対策の推進に関する法律とは、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び第3回気候変動枠組条約締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人

類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律である。温暖化対策推進法、温対法とも呼ばれている。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。廃棄物処理法、廃掃法と略される。

(5) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）

環境基本法とは、日本の環境政策の根幹を定める基本法であり、環境基準の設定や環境基本計画の策定など具体的な施策に関する規定（実体規定）も含まれるが、その大半は施策の方向性を示すいわゆるプログラム規定で構成され、具体的施策は規定の趣旨に基づく個別の法制上及び財政上の措置により実施される。

(6) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年5月23日法律第56号）

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。環境配慮契約法とも呼ばれる。

(7) 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）

循環型社会形成推進基本法とは、日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

環境基本法の下位法に位置づけられるとともに、廃棄物・リサイクル対策に関する個別法に対しては、上位法としての役割をもつ基本法である。

(8) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された地球温暖化に関する総合計画。2021年10月に改訂がなされ、それまで2030年度において温室効果ガスを26%削減（2013年度比）するとされていたが、大幅に見直され、46%削減（2013年度比）し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦することとされた。二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いている。

(9) 名張市快適環境基本条例（平成 4 年 7 月 1 日条例第 14 号）

名張市快適環境基本条例とは、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて快適環境の保全、創造が極めて重要であることに鑑み、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに快適環境に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適環境施策の総合的推進を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(10) 名張市総合計画（なばり新時代戦略）

名張市総合計画（なばり新時代戦略）とは、名張市の目指すべき姿（将来像）を描き、将来像を実現するためのまちづくりの基本方向、施策の大綱や重点的に取り組むなどを長期的な視点から明らかにする、名張市の総合計画である。

(11) 名張市地球温暖化対策実行計画

名張市地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成 13 年 3 月に策定された。主に温室効果ガスの排出抑制を目的とする。

(12) なばり快適環境プラン

名張市は、平成 28 年 3 月に総合計画を改訂し、『豊かな自然と文化に包まれ、誰も元気で、幸せに暮らせるまち 名張』を将来像に掲げ、これの実現を目指した取組を推進しており、名張市総合計画（なばり新時代戦略）との整合性をも図り、まちづくりを環境面から幅広く捉え、『人に気くばり 地域に目くばり 地球に心くばり 里まちなばり』を達成するため平成 29（2017）年 4 月に、令和 8（2026）年度までの名張市の環境施策の基本方向と取り組むべき施策を取りまとめた「第三次なばり快適環境プラン」を策定した。

今日において、地球温暖化に対する防止対策が世界規模で議論され、「パリ協定」採択など国際的な取組が進められているなか、地球環境の保全における重要な要素として、市民一人ひとりが地球環境の保全活動に積極的に取り組む必要性、環境教育の充実、資源循環型社会の構築などが急務となっており、これらの施策にも積極的に取り組むことにしている。

(13) 省エネ法（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）

省エネ法とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律の省略名称で、省エネルギーについて定められている日本の法律であり、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、また、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



## 第2章 環境目標、手順について

### 1. 環境目標

#### (1) 適用範囲全体の環境数値目標の設定

目標を設定及び変更する際には、次のことに十分留意するものとする。

- ア. 業務の性質及び規模に対して適切であること
- イ. 継続的改善及び職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること
- ウ. 関連する法令を遵守し、名張市の他の計画等の方針に即していること

#### (2) 適用範囲全体の環境数値目標

- ア. 年間エネルギー量（原油換算値）について、省エネ法に基づき、対前年度比1%以上削減する。
- イ. 温室効果ガス排出量について、第三次環境快適プランに基づき、令和8年度の排出量を10,000t-CO<sub>2</sub>以内とすることを目標とする。
- ウ. 電子複合機にて、コピー枚数を把握し、庁舎内の紙使用量を管理・削減することを目標とする。

#### (3) 部署（施設）の環境目標

事業内容、規模などに則した、各所属（庁外施設については施設単位）の環境目標をEMS様式第4号に掲げる様式を用いて設定し、その達成に努める。

##### ア. 各項目の削減目標

(ア) 全体電力、燃料（軽油、灯油、重油）及びガス（都市ガス、LPガス）の使用量を毎年、対前年度比1%以上削減することを目標とする。

(イ) ごみ排出量を毎年、対前年度比1%以上削減することを目標とする。

(ウ) 水道使用量を毎年、対前年度1%以上削減することを目標とする。

上記に関わらず、各所属の達成状況に応じて、これ以外の目標を設定できるものとする。

##### イ. 部署（施設）独自の環境目標の考え方

###### (ア) 環境保全にかかわる事業を実施している場合

各種計画等に規定されている目標・施策・事業を目的として、それを達成させるための当該年度の事業計画内容や到達点を環境目標として位置付けます。

各種計画等の目標・施策・事業（例）	環境目標（例）
緑のプロジェクトの推進	緑のカーテン設置 ○施設
雨水浸透施設の設置の推進	雨水浸透施設設置 ○基
少量排出事業所における廃棄物の削減	少量排出事業所における廃棄物 ○%削減
事業者のISO14001等認証取得支援	取得支援数 ○件

(イ) 建物・施設の設備機器の管理をしている場合

全体の環境目標であるエネルギー使用量の削減を目的として、環境目標には、設備機器の更新計画やエネルギー使用量削減に寄与する行動や運用管理の徹底などを設定します。

各種計画等の目標・施策・事業(例)	環境目標(例)
建物・施設のエネルギー使用量の削減	電気使用量 前年度比〇%削減
	LED電球への取り替え 全体の〇%
	排風機の省エネ型部品への取り替え
	冷温水発生機の出口温度の適切な設定
	施設利用者への照明・空調機の使用状況チェックの実施
	新エネルギーの導入

(ウ) 温室効果ガス排出に係わる業務がある場合

公用車の使用、大規模なイベントの実施、公共工事(設計含む)などがある場合には、そこから排出される温室効果ガスの削減を環境目的として、温室効果ガス削減に繋がる具体的な取組を環境目標に設定します。

各種計画等の目標・施策・事業(例)	環境目標(例)
公用車の使用による温室効果ガス排出量の削減	エコドライブ講習の実施
	訪問ルートの見直し・効率化
イベント実施による温室効果ガス排出量の削減	参加者へのイベント時の環境配慮の周知徹底
	イベントにおけるカーボンオフセットの検討・実施
市有施設の新築・改修時の温室効果ガス排出量の削減	〇〇施設設計段階における温室効果ガス削減効果〇%

(エ) 市民・事業者に対して環境啓発の機会がある場合

市民・事業者への環境意識の普及啓発を目的とし、環境目標には、環境にかかわる講座や説明会の実施、施設利用時における環境に配慮した行動依頼の徹底などの具体的な取組を設定します。

各種計画等の目標・施策・事業(例)	環境目標(例)
市民・事業者への環境意識の普及啓発	環境問題に関わる講座の開催
	環境関連資料コーナーの設置
	打ち水の実施
	エコバザーの実施
	関係団体における環境配慮行動実践の推進

(オ) その他

上記にあてはまる項目がない場合には、所属の効率的な事務事業執行方法の検

討・実施などを環境目標として設定します。

各種計画等の目標・施策・事業（例）	環境目標（例）
効率的な事務事業の執行	ファイルサーバー上のフォルダ作成、文書保存のルール化
	職員給与明細の電子化の検討

## 2. 各種手順書

### (1) 適用範囲施設の省資源、省エネルギー手順書

#### ア. 省資源手順書

紙の使用量を減らす	裏紙を利用する
	コピー機使用後は、リセットボタンを押すことを徹底する
	両面印刷する
	割り付け印刷（A4サイズ用の紙にA5サイズ×2ページ分で印刷）する
	職員への周知は電子文書とする
	原稿の再確認（原稿内容、サイズ、枚数の確認等）を行い、ミスコピーを削減する
	電子決裁・電子供覧を使用する
	会議等の配布資料は必要最小限にする
	各家庭への周知は、広報誌や回覧を使用し、チラシ配布を控える
	印刷物の発行は記事を簡潔にし、発行枚数を必要最小限にする
ごみゼロを目指す	使用済封筒は再利用する
	廃棄書類は裏面を利用又はリサイクル用紙として処分する
	秘匿書類はシュレッダー処理を行い、再利用する
	業務で出たごみは適正に分別し、私的なごみは持ち帰る
	イベント等を開催する場合は、ごみの発生が最小限となるよう配慮する
	マイボトルを持参する
	消耗品の購入にあたっては詰め替えがあるものを選択する
不要な物品の情報を共有し、譲渡・再利用を推進する	
グリーン購入を推進	「名張市グリーン購入手順書」に基づき、物品購入、印刷発注時にはグリーン購入に努める

#### イ. 省エネルギー手順書

電気の使用量を減らす	昼休みの消灯を徹底する
	時間外勤務時は必要箇所以外を消灯する
	トイレ、ロッカーなどは使用時のみ電気を使用する
	普段使用しない電気器具のコンセントを抜く
	パソコンを使用しないときの電源オフやスリープ機能を利用する

	支障のない範囲でパソコンのディスプレイの明るさを低減する
	昇り3フロア及び降り4フロア以下の移動は極力階段を使用する
	室内で運転及び温度設定ができる冷暖房機器は、冷房28℃、暖房19℃を目安に設定する
	空調設備、ボイラー等の運転・保守管理を徹底する
	スイッチOFFデーの推進と消灯実施を行う
	照明器具の購入・更新時には、LED照明、人感センサー等を導入する
	設備機器診断を行う
	グリーンカーテン、ブラインド等の使用により、直射日光による夏の室温上昇の抑制に努める
都市ガス・LPガスの使用量を減らす	クールビズ・ウォームビズに取り組み、冷暖房機器の運転期間・時間・温度設定を厳密にする
	給湯施設やガスコンロ等の使用を工夫する
	湯の利用は必要最小限にする
ガソリン・軽油の使用量を減らす	公共交通機関を使う（旅費、人数、荷物の有無等、状況による）
	出張等で可能な場合は相乗りに努める
	1名での公用車の使用は軽自動車の使用に努める
	アイドリングストップを心がける
	急発進、急加速、急ブレーキをやめる
	車間距離をあけて、加速・減速の少ない運転を心がける
	不要な荷物を載せない
	タイヤの空気圧を適正にする
	待機車両のうち走行距離を勘案し燃費の良い車から使用する
水道使用量を減らす	手洗い、歯磨き、食器洗いなどで水を出したままにしない
	洗剤の過剰な使用を控える
	漏水がないか確認するために、各施設において、水使用量の把握及び管理を行う

### 3. 点検及び評価

施設の資源・エネルギー使用量の把握及び節約に努め、それぞれの施設において目標の達成状況や目標・計画の有効性について点検する。

また、使用量が前年に比べ増加に転じた場合や目標達成できなかった場合は、その原因について追求し、改善方法を模索し、目標値の見直しも含め検討し、実行する。

## 第3章 実績報告、情報管理・周知方法について

1. 適用範囲施設の研修等の実施、実績報告
  - (1) 各所属における研修、勉強会等の実施  
各所属はEMS様式第4号に掲げる書式を用いて、研修等の実施状況を事務局に報告する。
  - (2) 実績報告の依頼  
事務局は業務に支障のない余裕を十分持って、必要な実績について報告を依頼する。
  - (3) 実績報告の方法  
適用範囲施設はEMS様式各号を用いて、事務局へ報告する。報告は全て各室長及び施設長の承認を得たものとする。
2. 実績報告の管理
  - (1) 実績報告の管理方法  
事務局は実績報告を紙媒体又は電子媒体で適正に管理する。
  - (2) 実績報告の使用  
事務局は取りまとめた実績報告を分析し、環境目標の達成に寄与するよう努める。
3. 周知方法
  - (1) 環境方針、マニュアル等の職員への周知  
掲示板、グループウェアの電子掲示板、職員研修などを通して全ての職員に周知出来るよう努める。  
EMS様式各号は環境対策室の公開キャビネットに掲載する。
  - (2) 環境方針、マニュアル等の外部への情報提供  
名張市役所ホームページや印刷物の配布等により積極的に情報提供し、職員以外の人が入手可能な状態にする。
4. 内部監査  
事務局は、各報告をとりまとめ、達成状況及び環境目標について精査するため内部監査を行い、是正の必要がある場合、更なる推進が見込める場合など、担当部署と協議し、円滑な環境目標への取組に努める。
5. 外部評価  
事務局は4に規定する内部監査を経た後、第4章の名張市快適環境審議会へその報告を行う。

## 第4章 名張市快適環境審議会について

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市快適環境基本条例（平成4年条例第14号）第12条第3項の規定に基づき、名張市快適環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域環境部環境対策室において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

諮問機関として設置し、次の事項について調査、審議する。

- (1) 基本計画の策定及び調査に関すること
- (2) 快適環境の保全、創造に係る重要事項に関すること
- (3) EMSの達成状況について事務局から報告を受け、助言及び評価をする。



EMS様式第2号

エネルギー使用設備概要回答書

**記入要領**

① [ ] の箇所にご記入ください。  
 ② 該当する設備が一切ない場合は「該当なし」とご記入ください。  
 ③ 欄が不足する場合は挿入してください。  
 ④ 内容が多量になる場合は各機器の規格がわかる仕様書で代えていただいて構いません。  
 ⑤ 下記項目以外にもエネルギー使用のある設備がありましたら、その他欄にご記入ください。

施設名	[ ]	所属	[ ]
		担当者	[ ]
		内線 (電話番号)	[ ]
A	主要電気設備等名称		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]
B	熱源設備等名称		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]
C	空調・衛生設備等名称		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]
D	昇降機設備名称		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]
E	自家発電設備等名称		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]
F	その他or区分不明		
1	[ ]	使用に関して設定及び規定等がある場合	[ ]





EMS様式第4号

EMS環境活動報告書

施設名	
管理者	
担当者	
内線	
提出年月日	

I エネルギー使用合理化に向けた施設改修等について

エネルギー使用合理化に向けた施設改修の予定の有無	
実施予定時期	

II 環境に影響がある設備や事業の変更点の確認

※施設の増改築、解体等の場合はその施設の延床面積も記入してください。

変更前		変更後	
変更前		変更後	
変更前		変更後	
変更前		変更後	

III 各項目の削減目標について

軽油 【l】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			%		%		%		%
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

灯油 【l】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			%		%		%		%
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

重油 【l】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			%		%		%		%
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

都市ガスの使用量【m <sup>3</sup> 】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

LPガスの使用量【m <sup>3</sup> 】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

全体電力の使用量【kWh】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			kWh		kWh		kWh		kWh
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

水道の使用量【m <sup>3</sup> 】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

燃やすごみ【kg】	A年度の目標	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
			kg		kg		kg		kg
※個別目標の場合の数値									
B.目標達成									
C.目標達成・不達成の要因									
D.次年度の目標達成に向けた取組み									

IV 独自環境目標に係る事項

1. 今年度の環境目標設定

	環境目標	実施成果、考察等	達成度
2023年度			%
2024年度			%
2025年度			%
2026年度			%

V その他 取組み評価

OA機器等のスイッチオフの徹底	
使っていない施設の照明のON・OFF	
冷暖房設備の設定温度	

VI 環境に関する研修、勉強会等の実施

実施人数  人

実施日	
内容	
資料	
効果	

VII 名張市EMSに対するご意見・ご要望

**-第2部-**

**名張市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
【第6次】**

**令和5(2023)年度～令和8(2026)年度**

**名 張 市**

**令和5年3月策定**

## 第1章 基本的事項

### 1. 実行計画策定の背景

地球温暖化防止に関する対策は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、世界的に取り組むことが確認されました。また、平成9(1997)年には京都議定書が採択され、我が国においては「平成20(2008)年から平成24(2012)年までの期間内に平成2(1990)年に比べて温室効果ガスを6%削減する」ことが義務付けられました。

これを受けて、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成11年4月に施行し、地球温暖化対策の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の義務や取組について定め、地球温暖化防止のための施策に取り組んできました。

加えて、平成27(2015)年のパリ協定の採択により、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減することを中間目標とした地球温暖化対策計画が策定されました。

その後、国において、菅首相の「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、令和3年(2021年)10月に地球温暖化対策計画が改訂されました。これにより、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で46%以上削減し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦することが示されました。

本市においては、同法第20条の3に基づき、平成13年3月に本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する「名張市地球温暖化対策実行計画」を策定し、職員一人ひとりが電気・ガス等の使用量削減、廃棄物の減量化、省エネルギー化の推進に努めてきましたが、脱炭素化社会に向けた動きは加速しており、本市においても、地球温暖化に関する取組の更なる充実を図るため、「名張市地球温暖化対策実行計画【第6次】」を策定しました。

### 2. 実行計画の位置づけ

本市では、平成13年2月にISO14001を認証取得し、省資源、省エネルギー、ごみの減量化・資源化など、環境保全に向けたエコオフィス活動に取り組んでまいりましたが、平成19年2月にISO14001を返上し、同年4月から本市独自の環境マネジメントシステム(名張市EMS)の取組を進めており、「名張市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けては、名張市EMSをツールとして推進してきました。

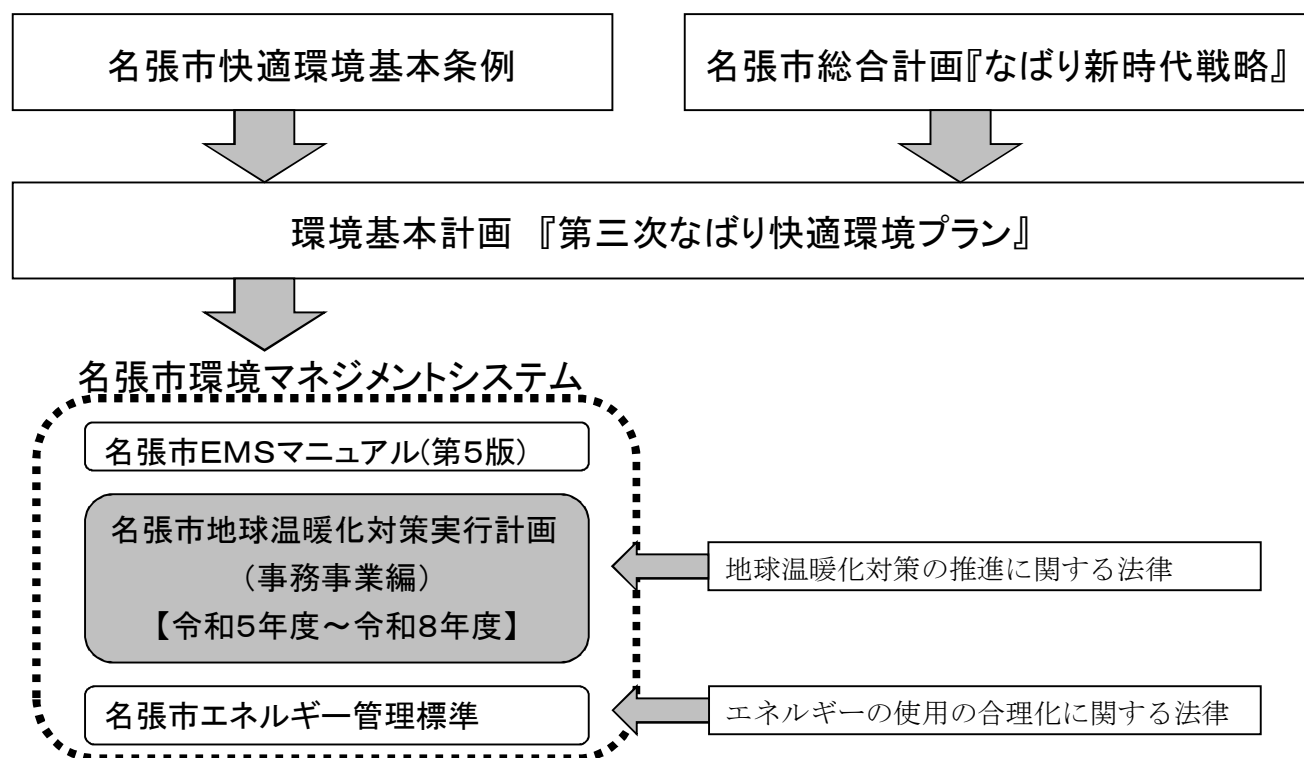
また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により平成22年9月に名張市(市長部局)が特定事業者の指定を受け、年1%以上のエネルギー消費の低減が求められています。このことから、省エネルギー対策についてもEMSの一環として位置づけ、名張市EMSをツールとして取り組んでまいりました。

エネルギーの使用の合理化に関する法律は、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため」に策定されたものであり、地球温暖化対策実行計画とは目的を異にしていますが、この2つの取組内容は重複

## 第2部 名張市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【第6次】

することが多く、どちらもEMSマニュアルに基づき実践することで目標達成を目指すため、名張市地球温暖化対策実行計画【第4次】の策定を機に整合性を図り、EMSを基にしてより効率的でわかりやすい計画としました。名張市地球温暖化対策実行計画【第6次】の改定は、これまでの実行計画を継承しつつ、令和3年度の国の地球温暖化対策計画の改定等を踏まえ、中長期的な目標を設定し、更なる地球温暖化防止に関する取組を進めていくものです。

### 【本計画の位置づけ】



### 【法的な位置づけ】

平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項では、都道府県及び市町村は、該当都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものとされています。本計画は、同条項の規定に基づき策定されるものです。また、同条第13項、第14項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅延なく、これを公表し、同条15項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

## 3. 目的

この計画は、市の事務及び事業活動に関して、温室効果ガス排出量の削減及びエネルギーの効率的利用を図るため、具体的な手段や推進体制を定め実践することにより地球

温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

4. 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

なお、社会状況の変化等に応じ、計画の見直しが必要な場合は計画期間内に見直しを行います。

5. 基準年度

この計画に掲げる削減目標の基準となる年度は、令和3年度とします。

6. 対象とする施設等の範囲

市の事務・事業を行う施設のうち、EMSマニュアル第1章3に定める施設とします。

なお、指定管理制度導入施設や管理運営を外部組織に委託している施設は除きますが、可能な限り、温室効果ガスの排出抑制の措置を講じるよう要請します。

7. 結果の公表

本計画において把握した取組状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の状況については、ホームページで公開し、温室効果ガス排出削減に向けた取組の実行例として市民に提供します。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 対象とする温室効果ガス

法律で定められている削減対象の「温室効果ガス」は次のとおりです。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の3種類のガスについては、本市の事務・事業における排出がない、又は微量と考えられるため対象から除きます。

	温室効果ガス	地球温暖化係数	主な発生源	当市における算定対象
対 象	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	化石燃料の燃焼など	ガソリン・灯油・軽油・A重油・LPG・都市ガスの使用・電気の使用
	メタン (CH <sub>4</sub> )	25	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却、自動車の走行など	公用車の走行
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	燃料の燃焼、農畜産業の分野から排出など	公用車の走行
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC-134a 1,430	カーエアコン・冷蔵庫の冷媒など	公用車のカーエアコン使用に伴う漏洩
対 象 外	パーフルオロカーボン (PFC)	7,500 ～17,340	半導体の製造時など	—
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	変電設備の電気絶縁ガス	—
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200	半導体の製造時など	—

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1として温室効果の程度を示す値です。

※上記係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定められたものです。

### 2. 温室効果ガス排出量

#### (1) 温室効果ガスの総排出量

当市の事務事業から排出された温室効果ガスの総量(二酸化炭素換算値)は、第5次計画では13,008 t-CO<sub>2</sub>を目標値としているところ、令和3年度は11,303 t-CO<sub>2</sub>となりました。平成28年度の排出量13,817 t-CO<sub>2</sub>から2,514 t-CO<sub>2</sub> (18.2%)削減しております。

#### (2) 温室効果ガス種類別排出量

温室効果ガスの排出量を種類別に見ると、表2-1のとおり二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が99%以上を占めており、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)やハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量は微量となっています。



表 2-1 温室効果ガス種類別排出量(二酸化炭素換算)

(単位：kg-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス	(第5次計画基準年度)	
	平成28年度	令和3年度
二酸化炭素	13,806,801	11,294,980
メタン	380	276
一酸化二窒素	7,908	5,444
ハイドロフルオロカーボン	2,002	2,131
合計	13,817,091	11,302,831
基準年度からの削減率		△18.2%

※HFCの排出量

カーエアコン(フロン回収破壊法の第二種特定製品)廃棄時の排出については、自動車リサイクル法により99%処理されるため、平成24年度からはカーエアコンを使用している際に漏洩し大気中に排出するものについてのみ算定します。

(4) 活動別温室効果ガス排出状況

温室効果ガス排出量を活動別に見ると表2-2のとおりです。電気の使用による排出が全体の約8割を占めています。

表 2-2 活動別温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

	(第5次計画基準年度)		令和3年度	
	平成28年度			
	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )	排出割合 (%)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
燃料(公用車以外)の使用	2,043,047	14.8	1,998,990	17.7
公用車燃料の使用	227,335	1.6	182,549	1.6
電気の使用	11,536,419	83.5	9,113,441	80.6
公用車の走行	10,371	0.1	7,851	0.1
合計	13,817,172	100.0	11,302,831	100.0

第2部 名張市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【第6次】

【参考:燃料(公用車燃料含む)の使用・電気の使用】

項目		(第5次計画基準年度) 平成28年度		令和3年度	
		使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )
ガソリン(ℓ)	燃料の使用	81,436	188,932	65,455	151,856
灯油(ℓ)		41,305	102,849	8,952	22,290
軽油(ℓ)		14,885	38,403	11,896	30,693
A重油(ℓ)		0	0	2,330	6,314
液化石油ガス(LPG)(kg)		83,470	250,410	95,500	286,500
都市ガス(m <sup>3</sup> )		757,707	1,689,787	755,105	1,683,886
電気の使用(kWh)		24,234,697	11,536,419	22,577,720	9,113,441
計		—	13,806,801	—	11,294,980

【参考:公用車の走行・カーエアコンの使用】

項目		(第5次計画基準年度) 平成28年度		令和3年度	
		走行距離 (km)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )	走行距離 (km)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> )
ガソリン・LPガス車		868,986	7,937	666,823	5,464
ディーゼル車		78,929	350	42,147	257
カーエアコンの使用		—	2,002	—	2,131
計		—	10,289	—	7,851

## 第3章 温室効果ガス排出削減に向けた基本的方針及び目標

### 1. 基本方針

- (1) 本市の事務・事業における温室効果ガスの排出量削減に努めます。
- (2) 温室効果ガスの発生抑制だけでなく、水道水や紙の使用量削減、廃棄物の減量及びグリーン購入の推進に努めます。
- (3) 名張市環境マネジメントシステムの実践により、活動量・温室効果ガスの排出量等を把握し、点検・評価・継続的な改善を図ります。
- (4) 機器の更新時には、省CO<sub>2</sub>につながるエネルギー機器・システムの更新に努めます。
- (5) 建物・施設のエネルギー使用量の削減のため、照明のLED化、省エネ型部品への取替、その他エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入に努めます。
- (6) 最小限の機器購入の推進および広さにあった適正規模の機器の導入に努めます。

### 2. 削減目標

エネルギーの使用の合理化に関する法律により市長部局は特定事業者指定され、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減するよう努めなければなりません。

また、令和3年度、国において、地球温暖化対策計画の改定があり、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標が基準年(平成25(2013)年度)比で、26%削減から46%削減に引き上げられ、その中で公共施設が含まれる「業務その他部門」の削減目標は51%削減とされました。当市では、国のこうした情勢を踏まえ、令和4年3月に第三次なばり快適環境プランの改定を行い、令和8(2026)年度におけるCO<sub>2</sub>排出量目標値を10,000t-CO<sub>2</sub>と決めました。

<b>令和3(2021)年度(基準年度)</b>	<b>11,303 t-CO<sub>2</sub></b>
<b>令和8(2026)年度(目標値)</b>	<b>10,000 t-CO<sub>2</sub></b>

※地球温暖化対策計画における排出量

平成25(2013)年度(基準年度) 13,518t-CO<sub>2</sub>

基準年度 51%減

令和12(2030)年度(中間目標) 6,624t-CO<sub>2</sub>

⇒令和3(2021)年度 11,303 t-CO<sub>2</sub>より9年間で4,679t-CO<sub>2</sub>の削減が必要

## 3. 項目別目標

## (1) 燃料(公用車燃料含む)の使用・電気の使用

CO<sub>2</sub>排出量(kg-co<sub>2</sub>)

項目		基準年 令和3(2021)年度	目標値 令和8(2026)年度
ガソリン	燃料の使用	151,856	144,400
灯油		22,290	21,200
軽油		30,693	29,200
A重油		6,314	6,000
液化石油ガス(LPG)		286,500	272,500
都市ガス		1,683,886	1,601,400
電気の使用		9,113,441	7,917,900
計		11,294,980	9,992,600

## (2) 公用車の走行・カーエアコンの使用

CO<sub>2</sub>排出量(kg-co<sub>2</sub>)

項目	基準年 令和3(2021)年度	目標値 令和8(2026)年度
ガソリン・LPガス車	5,464	5,200
ディーゼル車	256	200
カーエアコンの使用	2,131	2,000
計	7,851	7,400

**第4章 目標達成に向けた取組及び推進体制**

名張市EMSマニュアルに基づき、実施・推進します。

## **-第3部-**

# **名張市エネルギー管理標準**

策 定 平成22年11月26日

**名張市エネルギー管理統括者**

## 1. 概要

### (1) 適用範囲

名張市EMSマニュアル第1章3に規定する適用範囲、施設に準ずる。

ただし、名張市立病院については第二種エネルギー管理指定工場等の指定を受けているため、独自のエネルギー管理標準を定め、運用する。

### (2) 目的

平成21年経済産業省告示第66号に基づき、名張市のエネルギー使用設備に関する運転、管理、計測、保守点検、新設等を適正に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

### (3) 設備概要（主要機器）

- ・電気設備

(三相変圧器、単相変圧器、進相コンデンサ、直列リアクトルなど)

- ・照明設備

(蛍光灯、白熱灯、水銀灯など)

- ・熱源設備

(冷却塔、冷水ポンプ、温水ポンプ、冷温水ポンプ、冷却水ポンプ、補給水ポンプなど)

- ・空調設備、衛生設備

(各種空調機、ファンコイルユニット、送排風機、パッケージエアコンなど)

- ・自家発電設備

(自家発電機設備、蓄電池設備など)

- ・昇降機設備

(エレベーター（ワイヤー式）、エレベーター（油圧式）など)

- ・その他設備

(厨房機器、OA機器など)

**【特定事業者の指定（エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項）】**

経済産業大臣は工場等を設置している者のうち、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者（特定事業者）を指定

**【特定事業者の指定要件（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第2条第1項）】**

設置しているすべての工場等における年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギーの使用量の合計量が1,500kL以上（原油換算）

**【第二種エネルギー管理指定工場等の指定（エネルギーの使用の合理化に関する法律第17条第1項）】**

経済産業大臣は特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等（第二種エネルギー管理指定工場等）を指定

**【第二種エネルギー管理指定工場等の指定要件（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第6条）】**

前年度のエネルギー使用量 1,500kL以上 3,000kL未満（原油換算）

## 2. 管理標準

<b>①原単位管理標準</b>	
項目	内 容
管 理	<p>1. 原単位の管理</p> <p>省エネルギーの管理は全て原単位を基本とし、原単位は[エネルギー使用量(原油換算) / 延床面積] で算定する。</p> <p>※原単位基準値(参考)</p> <p>【平成21年度】6,434kl(原油換算) / 93,395 m<sup>2</sup>(延床面積) = 0.06889</p> <p>【平成22年度】6,164kl(原油換算) / 91,154 m<sup>2</sup>(延床面積) = 0.06762</p> <p>【平成23年度】5,894kl(原油換算) / 91,819 m<sup>2</sup>(延床面積) = 0.06419</p> <p>【平成24年度】5,942kl(原油換算) / 91,819 m<sup>2</sup>(延床面積) = 0.06471</p>
	<p>2. エネルギー使用量の管理</p> <p>エネルギーの種類別、施設別に使用量を管理する。</p> <p>① 灯油</p> <p>② 都市ガス</p> <p>③ LPガス</p> <p>④ 電気</p> <p>⑤ A重油</p>

<b>②受変電・配電設備管理標準</b>	
項目	内 容
運 転 ・ 管 理	<p>1. 受電点の管理</p> <p>①変圧器の需要率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変圧器稼働台数の調整により、負荷の適正配分に努める</li> <li>※ 負荷率：30%～70%</li> </ul> <p>②電圧変動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配電電圧が電気機器の使用場所で定格電圧を供給できるよう配電電圧を維持する</li> <li>※配電電圧：100V = 100～110V      200V = 200～210V</li> </ul> <p>③進相コンデンサの設置位置、力率の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進相コンデンサは負荷の末端に近く設置する</li> <li>・ 受電端力率を100%に近づけるよう進相コンデンサの入切を制御する</li> <li>※目標力率：98%以上</li> </ul> <p>④電圧の不均衡の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三相電源に单相を接続するものは電圧の不均衡防止に努める</li> <li>※不均衡率：30%以下</li> </ul> <p>⑤電気使用の平準化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大容量設備は電気使用のピーク時間帯を極力避け、最大電力の抑制に努める</li> <li>※最大電力（受電端）：400kW以下 (機器の故障等で昼間の運転が必要になった場合はその限りではなく、500kW以下とする)</li> </ul> <p>⑥電気使用設備への電気供給の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電・配電設備の電気の損失を低減するために、標準値を設定し管理する</li> <li>※標準値：105V、205Vとする（②に規定する配電電圧に準ずる）</li> </ul> <p>⑦電気室内の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排気ファンは室内温度が25℃以下の場合、運転を停止する</li> <li>・ 室内温度が40℃以上の場合、冷房装置の設置を考慮する</li> </ul>
保 守 ・ 点 検	<p>2. 保守・点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電・配電設備を良好な状態に維持するよう保守及び点検を行い、不具合には速やかに対処する</li> <li>・ 年に1回は停電日を設け、保守・点検を実施する</li> </ul>
新 設	<p>3. 新設</p> <p>① 受変電・配電設備を新設する場合には十分に検討を行い、配置・配電電圧・設備容量に配慮する</p> <p>② 変圧器の新設にあたっては高効率型変圧器の導入を検討する</p>



<b>③照明設備管理標準</b>	
項目	内 容
運 転 ・ 管 理	<p>1. 照明の点灯管理</p> <p>①昼休み時に来客スペース以外は消灯に努める</p> <p>②照度を自動調節するセンサーを備え付け、節電するよう努める</p> <p>③会議室、倉庫、書庫等は使用時のみ点灯し、常時は消灯とする</p>
保 守 ・ 点 検	<p>2. 保守・点検</p> <p>①照明設備の清掃</p> <p>※ランプ取替時に清掃を行う (ただし、照明付近の職務に影響がある場合、その他危険を伴う場合は適宜行う。)</p> <p>②管球類の交換目安</p> <p>・蛍光灯 (省エネ型ランプ及びH f ランプ)</p> <p>※点灯時間：6,000h～8,000h</p> <p>・白熱灯</p> <p>※点灯時間：1,000h～2,000h</p> <p>・メタルハライドランプ</p> <p>※点灯時間：6,000h～10,200h</p> <p>・ミニハロゲンランプ</p> <p>※点灯時間：1,000h～2,000h</p> <p>・パイロットランプ</p> <p>※点灯時間：100h～1,000h</p>
新 設	<p>3. 新設</p> <p>①照明効率の高い照明機器を採用する</p> <p>②制御方法は適切な方法を採用する</p> <p>③設置位置は照明効率及び保守管理に配慮する</p> <p>④照明設備は照度及び設置箇所の形状、用途、内装などに配慮し、選定する</p> <p>⑤昼光を有効利用するよう努める</p>

<b>④冷却塔管理標準</b>	
項目	内 容
運 転 ・ 管 理	1. 温度管理 ①冷却水温度（入口） 仕様：37.5℃ ※30℃±2℃ ②冷却水温度（出口） 仕様：32.0℃ ※28℃±2℃以上 ③電流値 ※13.0A±1.0A
	2. 運転管理 ①他の熱源機器との連動により制御する
保 守 ・ 点 検	3. 保守・点検 ①冷却塔の点検 ※（1）1回／日（日常点検） （2）1回／月（定期点検 ※冷却水の汚れが酷い場合は交換） （3）1回／2ヶ月（清掃作業） ②配管・バルブ等の点検 ※1回／日 ③制御システム機器の点検 ※2回／年

## ⑤空調ポンプ、給排水ポンプ管理標準

項目	内 容
運 転 ・ 管 理	<p>1. 圧力・水量</p> <p>[空調ポンプ]</p> <p>① 8 h系冷温水1次ポンプ（負荷及び発生機台数で変動）  ※吐出圧力（夏）0.2Mpa±0.03Mpa （冬）0.3Mpa±0.03Mpa  電流値：17.0A±1.0A</p> <p>② 8 h系冷温水2次ポンプ（負荷及び発生機台数で変動）  ※吐出圧力（夏）0.2Mpa±0.05Mpa （冬）0.25Mpa±0.05Mpa  電流値：23.0A±2.0A（インバータ制御）</p> <p>③ 8 h系冷却水ポンプ  ※吐出圧力：0.2Mpa±0.01Mpa  電流値：37.0A±1.0A</p> <p>④ 24 h冷水1次ポンプ  ※吐出圧力：0.2Mpa±0.01Mpa  電流値：23.0A±1.0A</p> <p>⑤ 24 h温水1次ポンプ  ※吐出圧力：0.25Mpa±0.01Mpa  電流値：25.0A±1.0A</p> <p>⑥ 24 h冷水2次ポンプ  ※吐出圧力：0.6Mpa±0.03Mpa  電流値：19.0A±3.0A（負荷及び制御台数で変動）</p> <p>⑦ 24 h温水2次ポンプ  ※吐出圧力：0.6Mpa±0.03Mpa  電流値：19.0A±3.0A（負荷及び制御台数で変動）</p> <p>[給排水ポンプ]</p> <p>①揚水ポンプ  ※吐出圧力：0.25Mpa±0.03Mpa  電流値：18.0A±0.5A</p> <p>②汚水ポンプ  ※吐出圧力：0.04Mpa±0.01Mpa  電流値：5.0A±0.5A</p> <p>③雑排水ポンプ  ※吐出圧力：0.04Mpa±0.01Mpa  電流値：5.0A±0.5A</p>

	<p>④雨水ポンプ          ※吐出圧力：－          電流値：5.0A±0.5A</p> <p>⑤湧水ポンプ          ※吐出圧力：－          電流値：4.0A±0.5A</p> <p>⑥井水ポンプ          ※吐出圧力：－          電流値：3.0A±0.5A</p> <p>2. 運転管理</p> <p>①他の熱源機器との連動により運転を停止する          ②複数基のポンプの使用時は負荷に応じて台数運転する          ③電圧、電流を各設備の定格値の範囲内で管理する</p>
<p>保守・点検</p>	<p>3. 保守・点検</p> <p>①空調ポンプの点検          ※(1) 1回/週(目視点検)          (2) 1回/月(グラウンド調整、オイル補充等)          (3) 1回/年(絶縁測定、動力盤増し締め、清掃等)</p> <p>②配管・バルブ等の点検          ※1回/週(目視点検)</p> <p>③制御システム機器の点検          ※2回/年</p>
<p>新設</p>	<p>4. 新設</p> <p>①インバータ制御方式の採用に努める</p>

<b>⑥空調機管理標準</b>	
項目	内 容
運 転 ・ 管 理	1. 室内環境管理 ①空調機器の設定温度（目安） ※夏季（6月下旬～9月下旬）：冷房28℃ ※冬期（11月下旬～4月上旬）：暖房20℃
	2. 空調時間 ①不使用箇所、不使用時間帯は停止し、使用箇所のみ運転する ②空調の運転開始 ※始業開始約30分前 ③空調の運転停止 ※終業時
	3. 空調運転箇所の管理 ①ブラインド、カーテン等を使用し、日射及び放熱を抑制する

<p>保守・点検</p>	<p>4. 保守・点検</p> <p>[空調機]</p> <p>①フィルターの取替 ※1回/年（プレフィルターののみ取替）</p> <p>②制御システム機器の点検 ※2回/年</p> <p>③ファンベルトの点検 ※1回/月</p> <p>④電動機の点検 ※1回/月</p> <p>⑤配管等の点検 ※1回/月（目視点検）</p> <p>⑥熱交換コイルの点検（必要に応じて清掃も兼ねる） ※2回/年（目視点検）</p> <p>[ファンコイルユニット]</p> <p>①フィルターの清掃又は取替 ※1回/年（汚れが酷い場合は取替）</p> <p>②電動機の点検 ※1回/年</p> <p>③配管等点検 ※1回/年（目視点検）</p> <p>④熱交換コイルの点検（必要に応じて清掃も兼ねる） ※1回/年（目視点検）</p> <p>⑤周囲のほこりやごみの清掃 ※1回/年</p> <p>[Pマック（個別エアコン）]</p> <p>①フィルターの清掃 ※2回/年（汚れが酷い場合は取替）</p> <p>[その他の機器の点検、清掃等]</p> <p>※各機器に応じて適切な回数を定め、定期的に点検、清掃等を行う</p>
<p>新設</p>	<p>5. 新設</p> <p>①インバータ制御方式の採用に努める</p> <p>②高効率の空調機器を採用する</p> <p>③制御方法は適切な方法を採用する</p> <p>④設置位置は空調効率及び保守管理に配慮する</p>

<b>⑦自家発電設備管理標準</b>	
項目	内 容
運 転 ・ 管 理	1. 稼働管理 ①必要時及び非常時に稼働するよう定期的に点検、整備を行う
保 守 ・ 点 検	2. 保守・点検 ①目視点検 ※1回／月 ②定期点検 ※2回／年 ③保守点検 ※1回／月 ④シーケンス確認（受変電設備停電作業時） ※1回／年

<b>⑧昇降機管理標準</b>	
項目	内 容
運転・管理	1. 運転・管理 ①昇り2フロア及び降り3フロア以下の移動は極力階段を使用する ②時間外の稼働は設備の使用状況に応じて制御する
保守・点検	2. 保守・点検 ①昇降機の点検 ※4回/年 ②リモートメンテナンス ※1回/月 ③定期点検 ※1回/年 ④電圧測定 ※4回/日
新設	3. 新設 ①インバーター制御方式の採用に努める

<b>⑨事務用機器、業務用機器管理標準</b>	
機器名称	内 容
事務用機器全般	1. 運転・管理 ①不要時の電源遮断などにより、待機電力の削減を図る
	2. 新設・更新 ①新設・更新時は、高効率のものを採用するよう努める
業務用機器全般	1. 運転・管理 ①不要時の電源遮断などにより、待機電力の削減を図る ②用途等に合わせ適正な設定、管理を行う
	2. 新設・更新 ①新設・更新時は、高効率のものを採用するよう努める